

お得です

国民年金保険料の前納

前納すると… 毎月納める手間が省け、納め忘れもありません。さらに、割引がありお得です。

納付書で6カ月分（令和4年度）を前納した場合

1,620円割引

令和4年度分保険料
199,080円 - 1,620円 = 197,460円

納付書で1年度分（令和4年度分）を前納した場合

3,530円割引

令和4年度分保険料
199,080円 - 3,530円 = 195,550円

納付書で2年度分（令和4・5年度分）を前納した場合

14,540円割引

令和4・5年度分保険料
397,320円 - 14,540円 = 382,780円

前納の方法

日本年金機構から送られる「前納用納付書」で5月2日(月)までに納付してください。2年前納を希望する方は年金事務所へ申し込みが必要です。

問 市民課保険年金係（内線123）または多治見年金事務所（☎②0255）

重度障がいのある方へ 障害者福祉タクシーチケットの交付

市では、重度障がい者（児）の方の社会での活動範囲を広げるため、タクシー料金の一部を助成しています。

対象（次の全てに該当する方）

- ・土岐市に住民票のある方
- ・身体障害者手帳1・2級、療育手帳A（A1・A2）または精神障害者保健福祉手帳1～3級の交付を受けている方
- ・在宅で生活している方
- ・自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免を受けていない方

交付開始日 3月29日(火)

交付場所 福祉課障がい福祉係または支所

持ち物 該当する障害者手帳、令和3年度分のタクシーチケットの残り（ある方）

※令和4年3月31日までのタクシーチケットは、4月1日以降は使用できません。

問 福祉課（内線216）

学生の方へ 国民年金保険料の納付の特例

20歳になると国民年金保険料の納付が必要です。ただし、学生の方には在学中の保険料を社会人になってから納付することができる「学生納付特例制度」があります。

対象 大学（大学院）など各種学校に在学する学生で、本人の前年所得が一定額以下の手続き 市民課・支所または年金事務所で申請してください。※毎年度申請が必要です。

持ち物

- ・基礎年金番号または個人番号が分かるもの
- ・学生であることを証明できるもの（学生証など）
- ・本人確認書類（運転免許証など）

[学生納付特例の承認期間の扱い]

老齢基礎年金を受けるために必要な期間（10年）に算入されますが、後から納めない限り年金額には反映されません。

障がいのある方へ 軽自動車税の減免

身体障害者手帳などをお持ちの方で、一定の要件に該当する場合には、軽自動車税の減免を受けることができます。

対象の自動車

- ・18歳以上の身体障がい者が所有し、障がい者本人または同一生計の方が運転するもの
- ・18歳未満の身体障がい者本人または同一生計の方が所有し、同一生計の方が運転するもの
- ・精神障がい者・知的障がい者本人または同一生計の方が所有し、障がい者本人または同一生計の方が運転するもの

申請期間 4月1日(金)～5月24日(火)

すでに減免を受けている方も毎年手続きが必要です。手続きが済んでいない方は、2月下旬に届いた案内文書を確認して、手続きをしてください。

問 税務課税政係（内線141）